

# 除斥期間と債務の承認・権利行使

——民法724条後段の20年期間との関係で——

松 本 克 美\*

## 目 次

- 一 はじめに——問題の所在
- 二 20年期間経過前の債務の承認
- 三 20年期間経過後の債務の承認
- 四 20年期間経過前の権利行使と権利の保存
- 五 おわりに

## 一 はじめに——問題の所在

不法行為に基づく損害賠償請求権についての権利行使の期間制限を定めた民法724条後段の規定する20年期間（以下、単に20年期間と略す）の法的性質をめぐっては、立法者は明確に長期時効として規定し、民法典制定後も長らく時効説が通説であったが、戦後になると除斥期間説が台頭するようになり、下級審裁判例・学説は時効説と除斥期間説とに対立していた。最高裁は1989（平成元）年の米軍不発弾処理事件の上告審において、除斥期間説にたつて判例を統一した（最判1989（平成元）・12・21民集43・12・2209）。しかし、その硬直した除斥期間説は、個別事案の解決の妥当性を探る上で大きな障害となっており、学説からは強く批判されているところである<sup>1)</sup>。現在、法制審議会民法（債権関係）部会で審議されて

---

\* まつもと・かつみ 立命館大学大学院法務研究科教授

1) 20年期間の法的性質論については、松本克美『続・時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな展開』（日本評論社、2012年）53頁以下参照。筆者は時効説にたつが、法的性質論は紙幅の都合で本稿では省略する。

いる民法改正論議においては、時効法改革も論点とされている。2013年2月に決定された同部会の「中間試案」では、不法行為責任に基づく損害賠償請求権の権利行使の期間制限につき民法724条の条文を残す場合には、長期の20年期間は時効と明記すべきことが提案され<sup>2)</sup>、その後の要綱案のたたき台においても、長期時効とする提案が維持されている<sup>3)</sup>。

本稿では、この20年期間との関係で、除斥期間と債務の承認および権利者の権利行使の問題を検討する。民法典は、債務の承認を時効の中断事由に挙げている（民法147条3号）。しかし、除斥期間は時効と異なり、一般に中断がないとされている。従って、債務の承認は除斥期間の進行を中断しないことは自明の理のように見える。しかし、果たしてそう解すべきなのか。また、時効の場合、催告が時効の中断事由となっている（同条1号）ように権利者の権利行使が時効を中断させるが、除斥期間の場合はどうのように解すべきか。これらの問題は単に机上の論理の問題ではなく、実際の訴訟において大きな争点となっている問題である。本稿は、20年期間が除斥期間だとしても債務者が債務を承認している場合や権利者が権利行使をしている一定の場合には、除斥期間の効果は妨げられることを主張するものである。立論をわかりやすくするため、次の二つのケース<sup>4)</sup>を挙げて上記問題点を検討することにする。

#### ① ケース1 20年期間経過前の債務の承認事例 運転上の過失による幼

2) 商事法務編「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）」別冊 NBL 143号（2013年）26-27頁。

3) 「民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（4）」9-11頁参照。たたき台は、法務省のHPに掲載されている（<http://www.moj.go.jp/content/000115833.pdf>）。

4) ケース1は筆者が原告側意見書を書いたある交通事故後遺症損害賠償請求訴訟の事件を素材に、これを少し変容させ単純化したものである。すでに原告勝訴の地裁判決（現在、公判裁判集未登載）が出ているが、控訴審で係争中である。原告本人の要望もあり、この事件・判決の具体的内容については敢えてふれないことにする。また、ケース2は、筆者が論文で詳細に検討した鉏路 PTSD 等発症事件を単純化したものである。こちらの事件については、松本克美「児童期の性的虐待に起因する PTSD 等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」立命館法学349号（2013年）1070頁以下の論稿を参照されたい。

児に健康被害を与えた加害者が、被害者の治療費や手術代等の医療費は適宜支払いながらも、被害を受けた年齢が低年齢のため後遺症が長年にわたり固定せず、従って将来の労働能力喪失割合も不明で逸失利益の算定が困難なため、逸失利益と最終的な慰謝料の請求はされていなかった。交通事故から20年経過直前に後遺症が固定した後に、それを前提とした被害者からの逸失利益と慰謝料の請求があり、加害者が支払うかのような言辞を示し示談交渉が始まったが、結局、加害者は交通事故発生時から20年の除斥期間の経過を理由に賠償金支払いを拒絶するに至った。そこで、被害者は症状固定から6か月以内に提訴をした。

② ケース2 20年期間経過後の債務の承認事例 自殺念慮や自傷行為、不眠症、抑うつ症状などの原因が、20年以上も前の児童期の性的虐待被害に起因することがわかり、加害者を問い詰めたところ、加害行為を認めて損害賠償をすることを約束しながら、20年期間の経過を理由に賠償支払いを拒否するに至った。

なお、私見によれば、いずれのケースも20年期間の起算点を筆者の損害顕在化時説<sup>5)</sup>に従って損害の顕在化時とするならば、ケース1の場合の20年期間の起算点は、後遺症の症状固定の診断時、ケース2の場合は、児童期の性的虐待に起因するPTSD等であることの診断時と解されるので、そこを起算点とすれば20年期間は経過していないことになる。以下では、仮に加害者が主張する加害行為時点が20年期間の起算点だとした場合でも、次のように考えることができるという意味で検討を行う。

---

5) 20年期間の起算点である「不法行為の時」とは、筑豊じん肺訴訟最高裁2004(平成16)・4・27民集58・4・1032を踏まえれば「損害の顕在化時」(損害の事実上の発生時ではない)と解すべきとする私見については、松本・前掲注(1)77頁以下、松本・前掲注(4)1098頁以下、同「建築瑕疵の不法行為責任と除斥期間」立命館法学345・346号(2013年)3843頁以下等参照。

## 二 20年期間経過前の債務の承認

### 1 20年期間を時効と解した場合の期間経過前の債務の承認

債務の承認は時効の中断事由とされている（民法147条3号）。債務が承認された以上、時の経過による立証・採証の困難という時効の存在理由はあてはまらない<sup>6)</sup>。また、債務者が債務を承認しているのであるから、債務は履行されるべきであり、時の経過により債務を消滅させることの方が法的安定性の要請に反することになろう。債務が承認された以上、債権者がそれ以上の積極的な権利行使を早急にしなくても、権利の上に眠る者とはいえない。ただし、債務の承認による時効の中断は、それまで経過していた時効期間をゼロに戻すだけで、債務の承認後、新たに時効が進行することにはなる（民法157条1項）。

上記ケース1において時効期間としての20年期間の経過前に、加害行為に基づき生じた被害についての治療費や手術代、入院費を加害者側が支払い、また、固定したと診断された後遺症を前提とする逸失利益や慰謝料についても支払うかのような言動があったのであるから、損害賠償債務の承認があったものとして、そこで長期時効は中断し、損害及び加害者を知ってから3年の時効期間の経過前の提訴であれば、被告加害者側は短期消滅時効も援用できないことになろう。

### 2 20年期間を除斥期間と解した場合の期間経過前の債務の承認

また、仮に、20年期間が除斥期間であるとしても、除斥期間経過前に債務者が債務を承認した場合には、上述したように、立証・採証の困難という問題はなく、またそもそも債務は履行されるべきものであるのだから、

---

6) 川島武宜・岡本坦は、債務の承認が時効中断事由となるのは、「権利存在の有力な証拠がある時点で存在したという事実により、権利消滅の法定証拠たる時効の基礎が失われるに至る」からだとする（川島武宜編『注釈民法（5）総則（5）』（有斐閣，1967年）66頁）。

単なる「時の経過の一事」により権利を消滅させることは、権利の実現を法が阻止することを意味し、むしろ法的安定性を害することになろう。また、債務者が債務を承認したことを債権者が知れば、損害及び加害者を知った時から3年の短期消滅時効が進行することとなろうから、いつまでも権利関係の浮動性が続くことにもならない。従って、20年期間が除斥期間だとしても、除斥期間経過前に債務者（加害者）が債務を承認したならば、そのことによって除斥期間の効果の発生は阻止され、損害及び加害者を知ってから3年の短期時効のみが進行すると解すべきである。

従って、20年期間経過前に上述のように加害者が債務を承認したケース1の場合においては、除斥期間の効果は制限されると解すべきである。

### 三 20年期間経過後の債務の承認

#### 1 20年期間を時効と解した場合の期間経過後の債務の承認

ケース2において、加害者による性的虐待行為の終了から20年以上を経た時点で、加害者が被害者から責任を問われ、加害行為を認めた上で賠償金の支払いも約束したような場合は、加害者がいうところの20年期間の起算点（性的虐待終了時）から20年を経過した後においても、債務を承認していることを示していると解される。20年期間が時効だとすると、加害者は、いわゆる時効完成後の債務の承認をしたことになり、その後、時効を援用することは、信義則に反し権利の濫用として許されない（判例<sup>7)</sup>）はずである。

---

7) 最大判昭和41・4・20民集20・4・702。「債務者が、自己の負担する債務について時効が完成したのちに、債権者に対し債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかつたときでも、爾後その債務についてその完成した消滅時効の援用をすることは許されないものと解するのが相当である。けだし、時効の完成後、債務者が債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えらるであろうから、その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが、信義則に照らし、相当であるからである。」

## 2 20年期間を除斥期間と解した場合の期間経過後の債務の承認

また、仮に20年期間が除斥期間だとしても、債務者が債務を承認している以上、時の経過による立証採証の困難という問題はなく、債務者が承認している債務の消滅をさせる方が法的安定性を損なうことになる。この場合に、あとから、除斥期間の経過による権利消滅の主張が債務者からなされた場合には、実際に除斥期間の経過の主張がなされているのだから、その主張は信義則違反ないし権利濫用として許されないと評価し得るものと解すべきである。

さらに、初めて20年期間が除斥期間であると明示した前掲最判1989年が示すように除斥期間には信義則違反、権利濫用の一般条項が適用されないとしても<sup>8)</sup>、不法行為に基づく損害賠償債務を承認している債務者（加害者）に除斥期間による免責の利益を認めることは著しく正義・公平に反するから条理に従い除斥期間の効果の発生は制限されると解すべきである。

## 四 20年期間経過前の権利行使と権利の保存

### 1 20年期間を時効と解す場合の権利行使と時効の中断

民法は、時効については、時効期間満了前の債権者の一定の権利行使によって、時効が中断することを規定している（民法147条1号、2号）。このうち、催告については、6か月以内に、裁判上の請求等の手段を講じないと時効の中断の効力を生じない（民法153条）。ケース1では、後遺症固定の診断後、加害者との間に示談交渉が継続していたのであるから、後遺症固定を前提とした損害賠償の示談交渉開始の時点で債権者から債務者への催告があったと解すことが出来よう。そうすると、それから6か月以内に提訴がなされている場合には時効は中断したと解することができる。

---

8) この判決についての詳細な検討は、松本・前掲注(1)53頁以下に譲る。

## 2 20年期間を除斥期間と解す場合の権利行使と除斥期間の効果制限

ケース1における「不法行為の時」を本件交通事故発生日とし、また20年期間の法的性質を除斥期間と解した場合、20年期間経過の6か月前に後遺症状固定の診断を受け、それを踏まえてなされた被害者による加害者への賠償金支払いのための交渉がなされた点をどう評価すべきか<sup>9)</sup>。

判例は、売買契約上の瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権等の権利行使期間の制限規定（「買主が事実を知った時から1年以内」—民法570条、566条3項）の期間を除斥期間としつつ、この期間内に裁判外においても権利を行使すれば、それによって権利は保存され、その後は10年の消滅時効期間が進行することを認めている<sup>10)</sup>。このような解釈は事実を知った時から1年以内という期間の短い除斥期間には妥当しても、20年という長期の除斥期間には妥当しないのだろうか。

しかし、ケース1では、後遺症の固定を知ってから6か月以内に提訴がされているのであって、事実を知った時から1年以内に裁判外であれ権利を行使すれば権利が保存される瑕疵担保責任に基づく権利の場合と比べて、「事実を知ったとき」を基準にすれば、権利の保存を認めてもそれほどバランスを失するものではないように思われる。

また、20年の除斥期間の効果制限を認めた従前の二つの最高裁判決は、

---

9) なお、現在審議中の債権法改革論議の中では、「交渉」を時効完成の停止事由として新設することが提案されている（前掲「中間試案」29頁、「たつき台(4)」14頁参照）。筆者は停止事由としての意義を高めるために、「交渉」を完成停止事由ではなく、進行停止事由として規定すべきと考えている（松本克美「消滅時効の起算点・中断・停止の立法について」椿寿夫・新美育文・平野裕之・河野 玄逸編『民法改正を考える』法律時報増刊（2008年）103頁以下、同「債権法改正『中間論点整理』における消滅時効の提案とその評価」ビジネス法務11巻11号（2011年）114頁以下）。

10) 大判昭和10・11・9民集14・1899は「民法第五百六十四条ノ期間ハ時効期間ニ非ス而シテ代金減額ノ請求ハ同条ノ期間内ニ之ヲ為ストキハ裁判外ニ於テ為シタル場合ト雖之ニ因リテ其ノ効力ヲ生シ訴ヲ提起セスシテ右ノ期間ヲ経過スルモ其ノ減額ニ因ル代金ノ返還請求権ハ之カ為ニ消滅スルモノニ非ス」と判示した。その趣旨は、裁判外であっても除斥期間内に請求をすれば、それにより権利は保存され、その時から一般債権であれば10年の消滅時効が進行するという意味であると解されている。

それぞれ、「民法158条の法意<sup>11)</sup>」「民法160条の法意<sup>12)</sup>」を根拠に除斥期間の効果制限を導いているが、いずれの条文も、権利者が権利を行使できる時から6月以内に提訴すれば、時効の完成を阻止する規定である。また、この二つの最高裁判決は、民法158条および160条に規定されていない要件として、「加害者の不法行為が被害者の権利行使阻害の要因となっている」ことを強調している。すなわち、自らの不法行為によって被害者が権利行使できない要因を作り出している者に、除斥期間による免責の効果をも認めるべきではないという価値判断がそこに働いているのであろう。

ケース1においても、後遺症状がなかなか固定しないのは、被害者が当該交通事故発生のときに幼児であったという、これから成長する年齢にあったことが大きい。幼児に交通事故被害を与えた加害行為が、長期にわたる権利行使の阻害の要因であることに鑑みれば、権利者が権利行使できるようになってから6か月以内に提訴をした場合には、除斥期間による免責の利益を加害者に認めるべきでないとする判断は合理的な判断といえる。

この場合、条文上の根拠を強いてあげるとすれば、「民法160条の法意」を根拠条文にあげることも考えられる。すなわち、相続財産に関しては、相続人が確定した時等から6か月を経過するまでの間は、時効は完成しないとする民法160条は、権利行使が実際に可能になってから6か月以内に提訴すれば時効は完成しないことを示しているが、この「法意」は、相続財産に関する権利にかぎらず、当該不法行為によって被害者側の損害賠償請求権の不能状態が作出された場合には、権利行使可能となった時点から6か月以内に提訴すれば、20年の除斥期間の効果は制限されることの根拠になり得ると解すのである。

---

11) 最判1998（平成10）・6・12民集52・4・1087—東京予防接種禍事件。本判決の詳細は、松本克美『時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな胎動』（日本評論社、2002年）398頁以下参照。

12) 最判2009（平成21）・4・28民集63・4・853—足立区女性教員殺害事件。本判決の詳細は、松本・前掲注(1)165頁以下参照。



## 五 お わ り に

現在、福岡高裁で戦後最大の食品公害事件として1970年代から80年代にかけて大規模な集団訴訟が争われたカネミ油症事件<sup>13)</sup>の新認定訴訟が争われている。この事件では、新たな認定基準によりカネミ油症と認定された患者（いわゆる新認定患者）を中心に、カネミ倉庫を相手取って不法行為に基づく損害賠償請求がされているが、最大の争点が民法724条後段の「不法行為の時」の起算点および20年期間の適用ないし効果制限の問題である<sup>14)</sup>。

被告は、本件における「不法行為の時」とは、被告カネミ倉庫が製造販売した食用油（カネミライスオイル）に PCB 等が混入していたことにより、この食用油を使った料理を食べることにより健康被害が発生したのであり、それは、1969（昭和44年）年末までに発症したと考えられるから、それから40年近くを経て提訴された本件原告の損害賠償請求権は除斥期間の経過により消滅したと主張し、福岡地裁もこの主張を認め、原告の請求を棄却した（福岡地判 2013（平成25）・3・21判時 2195・92）。

本件では起算点の解釈の問題とともに、カネミ油症と認定された被害者に対して、カネミ倉庫が見舞金や医療費補助などを支出しているため、債務の承認にあたらなにか、また、カネミ倉庫から一定の給付を受けている患者は権利行使をしてきたのではないか、この点を除斥期間の効果制限に反映させるべきでないかという問題も争われている。

---

13) カネミ油症事件と訴訟の経緯については、吉野高幸『カネミ油症——終わらない食品被害』（海鳥社、2010年）に詳しい。

14) カネミ油症新認定訴訟の時効論・除斥期間論についての検討として、松本克美「民法724条後段の『不法行為の時』」馬奈木昭雄弁護士古希記念出版編集委員会編『勝つまでたたかう 馬奈木イズムの形成と発展』（花伝社、2012年）305頁以下、同「カネミ油症新認定訴訟における時効・除斥期間問題——福岡地裁小倉支部2013・3・21判決が見落としたもの——」環境と公害43巻3号（2014年）39頁以下を参照されたい。ちなみに、筆者は同訴訟の第1審で時効・除斥期間に関する原告側意見書を執筆提出している。

本稿で検討した除斥期間と債務の承認・権利行使の問題は、こうした訴訟にも何らかの示唆を与えうると考える。時効論・除斥期間論の検討課題はまだまだ山積している。

（補） 本文末尾で言及したカネミ油症新認定訴訟について、本稿脱稿後の2014年2月24日に福岡高裁で控訴審判決が下された。1審判決と同様に、民法724条後段の20年の除斥期間の経過により原告らの損害賠償請求権は消滅したとする控訴棄却の判決であった。カネミ油症に認定されないうちに提訴するのは困難という原告らの主張を、「事実上の障害に過ぎない」と切り捨てた。同判決の詳細な検討は他日を期したい。